

2018年2月26日

# 気候変動と「難民」 ～保護の新たな可能性～



Japan Association for Refugees

認定NPO法人難民支援協会 (JAR)  
常任理事 石井宏明

[www.refugee.or.jp](http://www.refugee.or.jp)

# 自己紹介

石井 宏明 常任理事

1983-89 (株) 豊田自動織機

1990-94 米国留学

1995- NGOに入職・難民に出会う

1997- イラク・ Kosovo・リベリア等の紛争地へ

1998 NPO法成立

1999 難民支援協会設立

2011 東日本大震災支援

難民が新たな土地で安心して暮らせるよう支え、  
ともに生きられる社会の実現に取り組んでいます。



JAR  
人

法的支援

生活支援

就労支援

コミュニティ  
支援

政策提言  
・  
広報活動

難民を受け入れられる社会へ

# 「難民条約」上の難民とは

## 難民条約第1条 (A)

人種、宗教、国籍、若しくは特定の社会集団の構成員であること又は、政治的意見を理由に

**迫害を受けるおそれ**があるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができない者、、、（以下略）

難民条約は1951年に採択、日本は1981年加入、82年に入出国管理及び難民認定法制定、

# 世界の「難民」の種別

- 条約に基づく難民
- 補完的保護（Complementary Protection）
  - 紛争、拷問、
- 「事実上の」難民（Prima Facie）
- 第三国定住難民（Resettlement）

その他の各国が定める「保護を必要とする」人びと

例) 米国：元米国軍属（イラク等）、ドイツ（旧ソ連に残された「ドイツ系」の人々、、、

# 2016 in Review

## TRENDS AT A GLANCE

By the end of 2016, 65.6 million individuals were forcibly displaced worldwide as a result of persecution, conflict, violence, or human rights violations. That was an increase of 300,000 people over the previous year, and the world's forcibly displaced population remained at a record high.

**65.6**

MILLION  
FORCIBLY  
DISPLACED  
WORLDWIDE

as a result of persecution,  
conflict, violence, or  
human rights violations

22.5 million people who were refugees at end-2016

17.2 million under UNHCR's mandate

5.3 million Palestinian refugees registered by UNRWA

40.3 million Internally displaced people<sup>1</sup>

2.8 million asylum-seekers

# 複数の受け入れ方法

1. 政策(閣議了解)による受け入れ  
インドシナ難民、第三国定住
2. 法律(難民条約加入と入管法の施行)による受け入れ  
(難民申請者)、条約難民、人道配慮による在留許可など
3. 「難民」以外の難民受け入れ  
シリア難民留学生の受け入れ(JICAなども実施)
4. 民間による受け入れ  
シリア難民留学生の受け入れ(チベット難民等でも従来からあった模様)



# 新たな難民保護の枠組み

## ～Global Compact on Refugeesほか

- 2015年8月 ドイツ「80万人」の受け入れ表明
- 同9月 各国がシリア難民受け入れ枠拡大
- 2016年5月 第1回世界人道サミット
  - 今までのやり方では「保護」の限界
- 同9月 国連総会において、難民・移民についての「ニューヨーク宣言」を採択
  - UNHCRが主導する Comprehensive Refugee Response Framework (CRRF)に基づく
  - 2018年の国連総会で、難民、移民それぞれのGlobal Compactの採択を目指す



# 難民に関するグローバル・コンパクト(GCR)

## <おもな狙い>

- 責任(負担)分担についての主要な手順
- アクションプランの設定 (CRRFに基づく)
  - 具体的な指標も明らかに
- 新たなアプローチ
  - 「伝統的」なかたちに捉われない難民受け入れ
- 新たなパートナー
  - 「伝統的」なステークホルダー以外のパートナー  
例)教育機関、企業、開発機関等

# GCRのおもなスケジュール

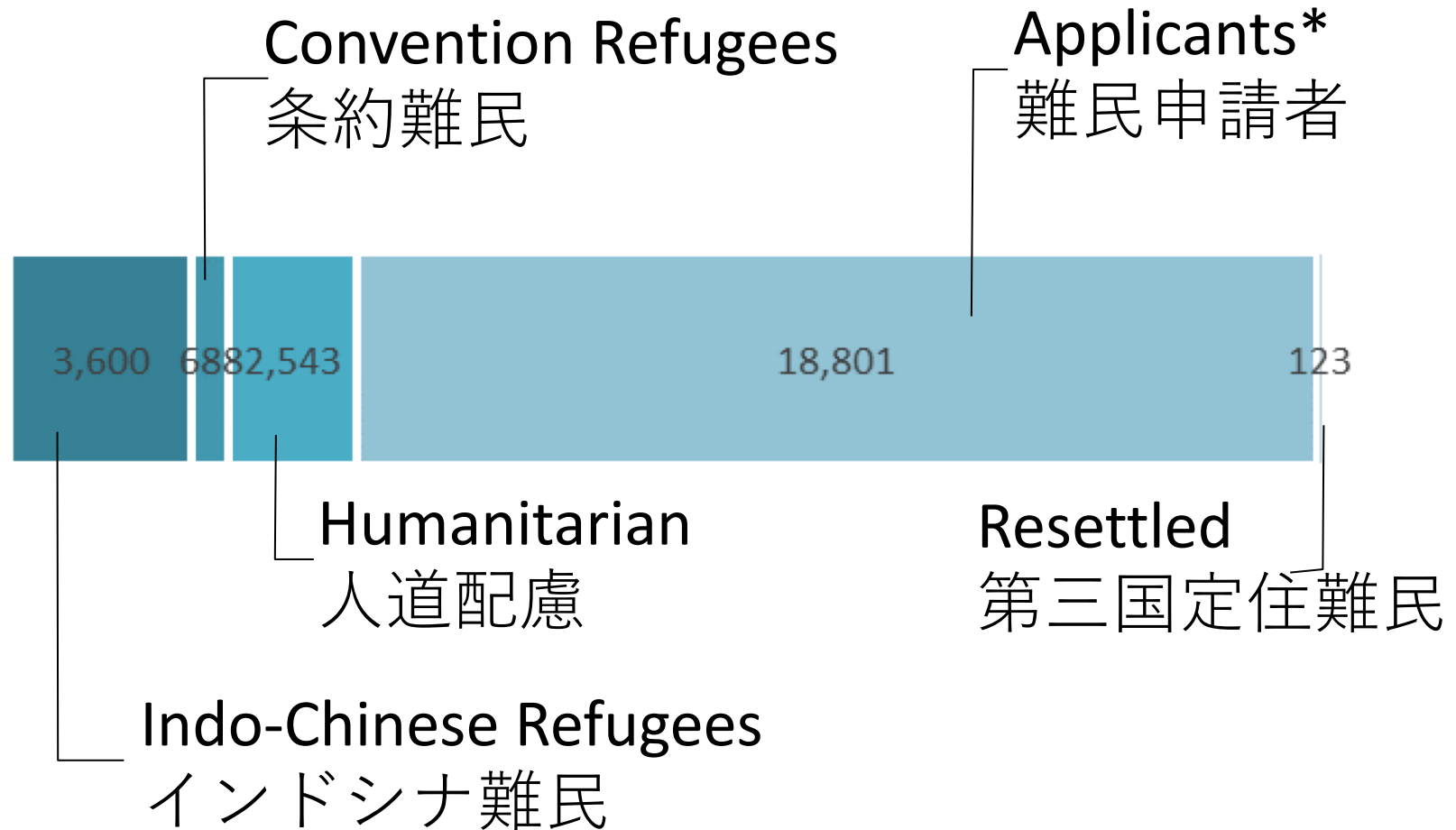
- 2018年1月31日 Zero Draftの発表
  - 同年2月～7月のフォーマル・コンサルテーション（ほぼ毎月、計6回）
  - 同年9月～10月 SGへの提出
  - 同年10月～11月 国連総会の採択
- フォローアップ、  
モニタリングの枠組み  
の構築？



# 日本の難民との関わり

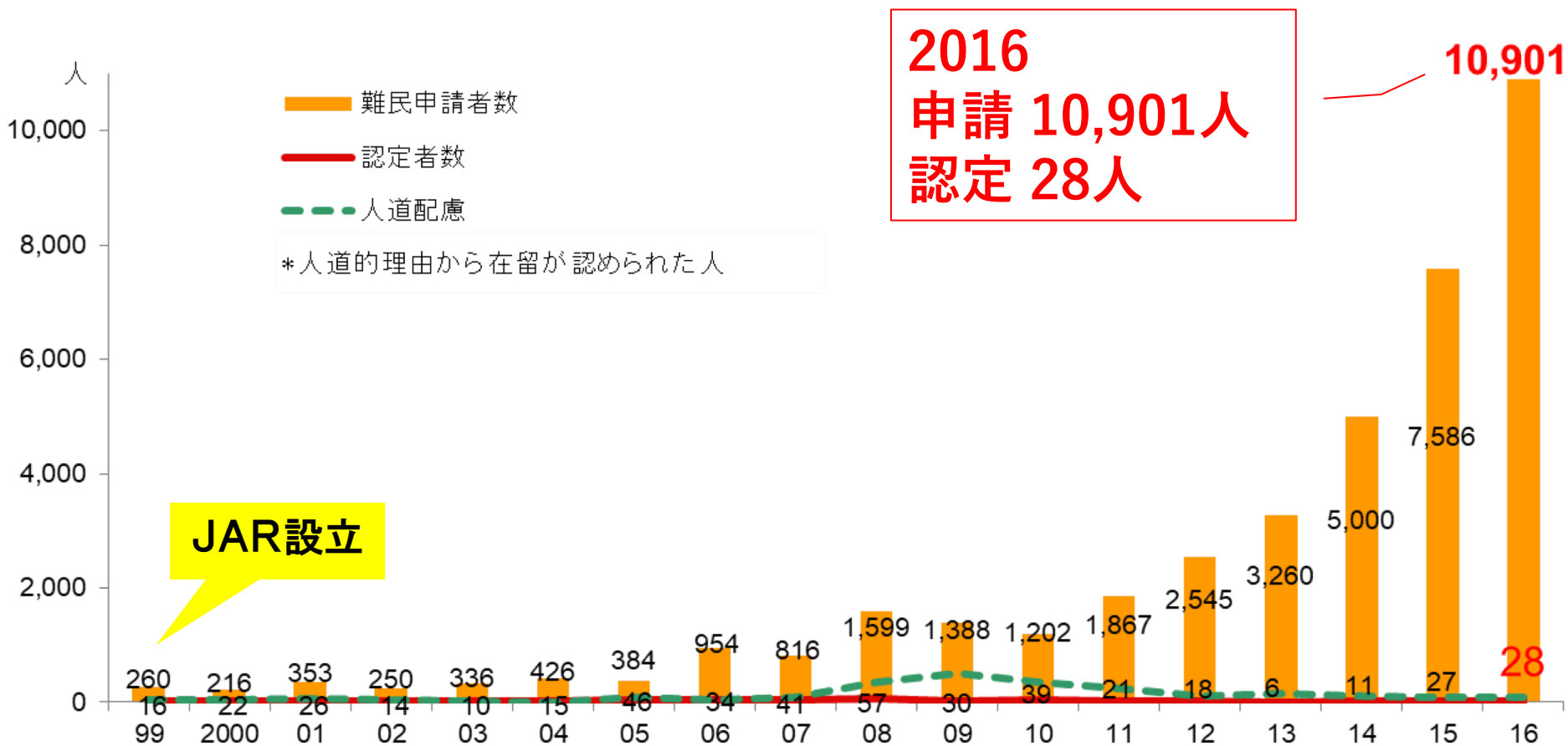
- 1978年 インドシナ難民受け入れ⇒11,000人超
- 1981年 難民条約加入⇒出入国管理及び難民認定法
- 2010年 第三国定住難民受け入れ開始
- 2015年 シリア難民(人道配慮)家族呼び寄せ
- 2017年 シリア難民留学生受け入れ開始

# 日本に住む難民：約2万5千人



\* Source: 2017.6.15-193回国会 質問第146号

# 増える難民申請数、少ない認定数



# G7の難民認定数

2016年	認定数	認定率
ドイツ	263,622	43%
フランス	24,007	22%
米国	20,437	99%
英国	13,554	30%
カナダ	10,266	67%
イタリア	4,798	5%
日本	28	0.3%



<https://www.refugee.or.jp/jar/release/2017/12/01-0000.shtml>







ありがとうございました。

[WWW.REFUGEE.OR.JP](http://WWW.REFUGEE.OR.JP)

